

これに類する地
区として政令で
定める地区並び
に水源地域（水

源地域対策特別
措置法第三条第

一項の規定によ
り水源地域とし
て指定された地
区のうち政令で
定める地区をい
う。）

2 省略

五・七 省略	離島振興法第 二条第一項の規 定により離島振 興対策実施地域 として指定され た地区	四 離島振興法第 二条第一項の規 定により離島振 興対策実施地域 として指定され た地区	これに類する地 区として政令で 定める地区並び に水源地域（水
省 略	製造の事業その 他の政令で定める 事業	機械及び装置並び に建物及びその附 属設備で、政令で 定めるもの	源地域対策特別 措置法第三条第 一項の規定によ り水源地域とし て指定された地 区のうち政令で 定める地区をい う。）
省 略	百分の十一（建 物及びその附属 設備については 百分の七）	百分の十一（建 物及びその附属 設備については 百分の七）	これに類する地 区として政令で 定める地区並び に水源地域（水
省 略			源地域対策特別 措置法第三条第 一項の規定によ り水源地域とし て指定された地 区のうち政令で 定める地区をい う。以下この号 において同じ。）

2 同上

五・七 同上	四 同 上	四 同 上	これに類する地 区として政令で 定める地区並び に水源地域（水
同 上	製造の事業	機械及び装置並び に工場用の建物及 びその附属設備	源地域対策特別 措置法第三条第 一項の規定によ り水源地域とし て指定された地 区のうち政令で 定める地区をい う。以下この号 において同じ。）
同 上	同 上	機械及び装置並び に工場用の建物及 びその附属設備	これに類する地 区として政令で 定める地区並び に水源地域（水
同 上	同 上	同 上	源地域対策特別 措置法第三条第 一項の規定によ り水源地域とし て指定された地 区のうち政令で 定める地区をい う。以下この号 において同じ。）

（中小企業者等の機械の特別償却）

第四十五条の二 第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものが、平成十二年六月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを当該法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合は、その用に供した日を含む事業年度の当該機械及び装置の償却限度額は、法人

(医療用機器等の特別償却)

第四十五条の二 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和五十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該法人の當む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 医療保健業を営む法人	イ 医療用の機械及び装置 並びに器具及び備品で政令で定めるもの（ロ又はハに掲げるものを除く。）	百分の十四
八 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	ロ 救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十

(医療用機器等の特別償却)

第四十五条の三 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和五十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該法人の當む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 医療保健業を営む法人	イ 医療用の機械及び装置 並びに器具及び備品で政令で定めるもの（ロ又はハに掲げるものを除く。）	百分の十四
八 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	ロ 看護業務の省力化に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の十六
八 救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの		百分の二十

二省略

二 同 上	
	同 上
	同 上

青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定医療用建物の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定医療用建物の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

三一七

青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成十三年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備（当該法人の営む医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項又は第二項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院又は診療所の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項において「建替え病院用等建物」という。）を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合（救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該建替え病院用等建物（第二項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用等建物の

三
同
上

青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定医療用建物の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定医療用建物の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

省略

青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成十三年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備（当該法人の営む医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項又は第二項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院又は診療所の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項において「建替え病院用等建物」という。）を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合（救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該建替え病院用等建物（第二項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用等建物の

三
同
上

青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定医療用建物の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定医療用建物の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

普通償却限度額と特別償却限度額（当該建替え病院用等建物の基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

558 省略

（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）

第四十六条 青色申告書を提出する法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合は、適用事業年度終了の日において当該法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十七に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該法人が、適用事業年度終了の日において中小企業経営革新支援法第一条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）で同法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に同法第十条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定組合等（以下この号において「特定組合等」という。）の構成員（当該特定組合等が二以上の特定組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者うち当該経営基盤強化計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において同項に規定する特定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものをして営む場合として政令で定める場合 機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

254 省略

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第四十六条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和四十八年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の

準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

558 同上

（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）

第四十六条 同上

一 当該法人が、適用事業年度終了の日において中小企業経営革新支援法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）で同法の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に同法第十条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定組合等（以下この号において「特定組合等」という。）の構成員（当該特定組合等が二以上の特定組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者うち当該経営基盤強化計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において同項に規定する特定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものをして営む場合として政令で定める場合 機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

254 同上

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第四十六条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和四十八年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の

日を含む各事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したものに係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

256 省略

（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）

第四十六条の三 青色申告書を提出する法人が、適用事業年度終了の日において次の各号に掲げる場合に該当する場合には、同日において当該法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額をいいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

256 同上

（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）

第四十六条の三 青色申告書を提出する法人が、次の各号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び第一号に掲げる場合（同号ニに掲げる要件を満たす場合に限る。）における第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）終了の日において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、同日において当該法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

日を含む各事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したものに係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

(当該資産が第二号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十二)に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合は、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

一 当該法人が、平成五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画(同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業経営改善計画」という。)に係る同法第十二条第三項の認定を受けた農業生産法人(農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。)で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、農業用の機械及び装置(これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。)、建物及びその附属設備並びに生物(当該農業生産法人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合の当該農業経営改善計画(以下この号において「新農業経営改善計画」という。)に係る適用事業年度にあつては、これらの減価償却資産のうち当該新農業経営改善計画に係る次項第一号に規定する適用期間開始日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。)

イ-二 省略

2

前項に規定する適用事業年度とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事業年度をいう。

一 前項第一号に掲げる場合 同号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととなつた最初の日を含む事業年度開始日の日(当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始日の日。以下この号において「適用期間開始日」という。)以後五年を経過した日の前日までの期間(同項第一号に規定する新農業経営改善計画にあつては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日)の翌日(その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日)から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間)内の日を含む各事業年度(連結事業年度に該当す

イ-二 同上

二・三 同上

には、これらの減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。)

る事業年度及び同号ニに掲げる要件を満たす場合における第六十七条の二(第一項)の規定の適用を受ける事業年度を除く。)

二 前項第二号及び第三号に掲げる場合 同項第二号又は第三号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む事業年度開始の日(当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度(連結事業年度に該当する事業年度を除く。)

4|3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

省 略

(優良賃貸住宅等の割増償却等)

第四十七条 省 略

2 省 略

3 法人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの(以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。)を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該法人の賃貸の用に供した日(以下この項において「供用日」という。)以後五年以内の日を含む各事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅(当該事業年度における償却額の計算に関し第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、供用日以後五年以内(次項において「供用期間」という。)でその用に供している期間(当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間(次項において「目的外使用期間」という。)を除く。)に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかるわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十六(当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十)に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

3|2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 同 上

(優良賃貸住宅等の割増償却)

第四十七条 同 上

2 同 上

3 法人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に、新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの(以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。)を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該法人の賃貸の用に供した日(以下この項において「供用日」という。)以後五年以内の日を含む各事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅(当該事業年度における償却額の計算に関し第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、供用日以後五年以内(次項において「供用期間」という。)でその用に供している期間(当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間(次項において「目的外使用期間」という。)を除く。)に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかるわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の四十(当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十五)に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

5 法人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をして、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日を含む事業年度の当該賃貸住宅（当該改良のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅の普通償却限度額と特別償却限度額（当該改良優良賃貸住宅の取得価額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

6 第一項、第三項又は前項の規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付が添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定再開発建築物等の割増償却）

第四十七条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和六十年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）での用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却

5 第一項又は第三項の規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

6 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定再開発建築物等の割増償却）

第四十七条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和六十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）での用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却

限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第三項第三号に掲げる建築物である場合には、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 省略

3 前二項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号から第四号までに掲げる建築物に係る建物及びその附屬設備並びに第五号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 省略

二 都市再開発法第二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

三 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

2 同上

3 前二項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号から第五号までに掲げる建築物に係る建物及びその附屬設備（第三号に掲げる建築物については、建物及びその附屬設備と併せて設置される駐車の用に供する機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）並びに第六号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 同上

二 都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業により整備される建築物で政令で定めるもの

三 次に掲げる駐車場（中心市街地の区域（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律第六条第一項に規定する基本計画において定められた同条第二項第二号の区域をいう。）内に建築し、又は設置されるものに限る。）の用に供される建築物

イ 都市計画法第四条第一項に規定する都市計画（以下この項において「都市計画」という。）に定められた同法第十一条第一項第一号に掲げる駐車場として建築し、又は設置される駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場で、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるもの又は財務省令で定める特殊の装置を用いるものに限る。以下この号において同じ。）

ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において都市計画に定められた同法第八条第一項第一号の近隣商業地域内若しくは商業地域内又はこれらの地域の周辺地域における同項第八号の駐車場整備地区内に建築し、又は設置される駐車場（政令で定めるものに限る。）

四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第八条に規定する計画に係る同法第二条第三号に規定する特別特定建築物のうち政令で定める要件を満たすもの（当該計画が政令で定める計画である場合には、政令で定めるものに限る。）

限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第三項第五号に掲げる建築物である場合には、百分の九）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

五|省略

4・5省略

六|同上

4・5同上

第四十九条 削除

第四十九条 削除

(鉱業用坑道等の特別償却)

第四十九条 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和三十一年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に、採掘場所の深部移行又は坑内条件の悪化に対処しその生産を維持するために必要な次に掲げる資産で政令で定めるものを取得し、又は製作して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その取得又は製作のために支出した金額以下の金額で当該法人が損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。第八節までにおいて同じ。）をしたもののは、その用に供した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 1|一 坑内において掘さくされる坑道
 - 2|二 坑内において施設される軌条、動力線、排水管その他の機械及び装置
 - 3|三 坑内において使用される車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品
- 2|前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する支出金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

(植林費の損金算入の特例)

第五十条 青色申告書を提出する法人で森林法第二条第二項に規定する森林所有者に該当するものが、昭和五十八年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、その有する山林につき同法第十一條第四項（同法第十二條第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十條第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定を受けた同法第十一條第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十條第三項の規定による認定

(植林費の損金算入の特例)

第五十条 青色申告書を提出する法人で森林法第二条第二項に規定する森林所有者に該当するものが、昭和五十八年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に、その有する山林につき同法第十一條第四項（同法第十二條第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十條第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定を受けた同法第十一條第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十條第三項の規定による認定

五|都市計画に定められた都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域内に建築される遮音上有効な機能を有する建築物として政令で定めるもの

の取消しがあつたものを除く。）に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。以下この項において同じ。）をするための植林費（種苗費、植栽費及び地ごしらえ費その他造林のために必要な費用で政令で定めるものをいい、減価償却資産の取得に要した金額とされるべき費用を除く。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において、その支出した金額の百分の三十五に相当する金額以下の金額で当該法人が損金経理をしたもののは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）

第五十二条 青色申告書を提出する法人が、次の各号に掲げる法人に対し、平成十七年三月三十一日までに当該各号に定める費用又は負担金を支出した場合には、その支出した金額については、法人税法第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該法人がその支出した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）以後の各事業年度において損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）

第五十二条 青色申告書を提出する法人が、次の各号に掲げる法人に対し、平成十五年三月三十一日までに当該各号に定める費用又は負担金を支出した場合には、その支出した金額については、法人税法第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該法人がその支出した日を含む事業年度（その支出した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）以後の各事業年度において損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同上

三 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第七条第一項に規定する高度化等計画（同条第二項第三号に規定する特定基盤的技術の高度化等に関する研究開発について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第二条第五項第六号に掲げる者若しくは同法第九条第一項に規定する高度化等円滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同条第一項に規定する商工組合等又は同法第二十三条第一項に規定する進出計画（同条第二項第三号に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第二条第五項第六号に掲げる者若しくは同法第二十五条第一項に規定する進出円滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同条第一項に規定する商工組合等 同法第十九条第二項（同法第二十七条

の取消しがあつたものを除く。）に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。以下この項において同じ。）をするための植林費（種苗費、植栽費及び地ごしらえ費その他造林のために必要な費用で政令で定めるものをいい、減価償却資産の取得に要した金額とされるべき費用を除く。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において、その支出した金額の百分の三十五に相当する金額以下の金額で当該法人が損金経理をしたもののは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

において準用する場合を含む。)に規定する負担金

三 省略

2 第五十条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十三条から第四十四条の二まで、第四十四条の三第一項又は第四十四条の四から第四十八条までの規定(次項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けたもの(次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。)につき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2 前項に規定する特別償却不足額とは、当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度(以下この項において「一年以内連結事業年度」という。)とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出(一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。)において生じた特別償却に関する規定(第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定を含む。以下この項において同じ。)に規定する減価償却資産(以下この条及び次条において「特別償却対象資産」という。)の特別償却限度額に係る不足額(当該法人の当該各事業年度における当該特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額が当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定により計算される償却限度額(第四十五条の二第一項その

四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項に規定する研究開発等事業計画に係る同項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等又は農業協同組合等 同法第七条第一項に規定する負担金

五 同上

2 第四十九条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の八第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十三条から第四十四条の二まで、第四十四条の四から第四十四条の七まで又は第四十四条の九から第四十八条までの規定(次項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けたもの(次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。)につき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2 前項に規定する特別償却不足額とは、当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度(以下この項において「一年以内連結事業年度」という。)とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出(一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。)において生じた特別償却に関する規定(第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定を含む。以下この項において同じ。)に規定する減価償却資産(以下この条及び次条において「特別償却対象資産」という。)の特別償却限度額に係る不足額(当該法人の当該各事業年度における当該特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額が当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定により計算される償却限度額(第四十五条の三第二項その

他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。次項において同じ。）のうち、当該事業年度前の当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）以外の金額をいう。

3・4 省略

5 前項に規定する合併等特別償却不足額とは、適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日。以下この項において「適格合併等の日」という。）を含む事業年度（青色申告書を提出している事業年度に限るものとし、当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「最後連結事業年度等」という。）とする。）における特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額（当該特別償却対象資産が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けたものである場合には、法人税法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額（当該適格分社型分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の最後連結事業年度等について、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。）が当該特別償却対象資産の第一項に規定する特別償却に関する規定（最後連結事業年度等にあつては、第六十八条の四十一第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）により計算される償却限度額（第四十五条の二第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額をいう。

6・7 省略

（準備金方式による特別償却）

第五十二条の三 法人で前条第一項に規定する特別償却に関する規定（以下この項

他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。次項において同じ。）のうち、当該事業年度前の当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）以外の金額をいう。

3・4 同上

5 前項に規定する合併等特別償却不足額とは、適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日。以下この項において「適格合併等の日」という。）を含む事業年度（青色申告書を提出している事業年度に限るものとし、当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「最後連結事業年度等」という。）とする。）における特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額（当該特別償却対象資産が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けたものである場合には、法人税法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額（当該適格分社型分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の最後連結事業年度等について、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。）が当該特別償却対象資産の第一項に規定する特別償却に関する規定（最後連結事業年度等にあつては、第六十八条の四十一第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）により計算される償却限度額（第四十五条の二第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額をいう。

6・7 同上

（準備金方式による特別償却）

第五十二条の三 法人で特別償却に関する規定の適用を受けることができるものが

及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする事業年度において、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、各特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。)により各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2・3 省略

4 法人が第一項及び第二項又は第一項及び前項の規定の適用を受ける事業年度において、損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てた金額が第四十五条の二第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第一項の規定による積立てがあつたものとみなす。

5・12 省略

13 法人が前二項の規定の適用を受ける事業年度において、特別償却準備金として積み立てた金額が第四十五条の二第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第一項の規定による積立てがあつたものとみなす。

14・26 省略

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第五十三条 法人の有する減価償却資産が当該事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができる場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいづれか一の規定のみを適用する。

一 省略

二 第四十二条の五から第四十二条の七まで又は第四十二条の十から第四十八条までの規定

三・四 省略

、その適用を受けようとする事業年度において、前条第一項に規定する特別償却に関する規定(以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けることに代えて、各特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。)により各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2・3 同上

4 法人が第一項及び第二項又は第一項及び前項の規定の適用を受ける事業年度において、損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てた金額が第四十五条の三第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第一項の規定による積立てがあつたものとみなす。

5・12 同上

13 法人が前二項の規定の適用を受ける事業年度において、特別償却準備金として積み立てた金額が第四十五条の三第二項その他の政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第一項の規定による積立てがあつたものとみなす。

14・26 同上

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第五十三条 同上

一 同上

二 第四十二条の五、第四十二条の七、第四十二条の八、第四十二条の十から第四十四条の二まで、第四十四条の四から第四十四条の七まで又は第四十四条の九から第四十九条までの規定

三・四 同上

2 省略

(海外投資等損失準備金)

第五十五条 青色申告書を提出する内国法人（特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。）が、昭和四十八年四月一日から平成十六年三月三十日までの期間（以下この項及び第九項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人（当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間にに行うものに限る。）を行つたものである場合には、当該内国法人との間に連結完全支配関係のある連結子法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「特定法人」という。）の当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く。）の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額に算入する。）により各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業の計算上、損金の額に算入する。

法 人	株 式 等	割 合
一～四 省略	省 略	省 略

2

前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 資源開発事業法人 法人でその現に行つている事業が国外における資源（石油（可燃性天然ガスを含む。）、金属鉱物、飼料用穀物その他資源をいう。以下この項において同じ。）の探鉱、開発（栽培その他これに類する行為を含む。以下この項において同じ。）又は採取（採取した産物につい

(海外投資等損失準備金)

第五十五条 青色申告書を提出する内国法人（特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。）が、昭和四十八年四月一日から平成十六年三月三十日までの期間（以下この項及び第九項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人（当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間にに行うものに限る。）を行つたものである場合には、当該内国法人との間に連結完全支配関係のある連結子法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「特定法人」という。）の当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く。）の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	株 式 等	割 合
一～四 同上	同 上	同 上
一～四 同上	同 上	同 上

2

同上

- 一 資源開発事業法人 法人でその現に行つている事業が国外における資源（石油（可燃性天然ガスを含む。）、金属鉱物、水産動植物、飼料用穀物その他資源をいう。以下この項において同じ。）の探鉱、開発（栽培その他これらに類する行為を含む。以下この項において同じ。）又は採取（採取した産物につい

て行われる加工で政令で定めるものを含む。) の事業及びこれらの事業に付随して行われる事業並びに国内におけるこれらの事業で当該石油に係るもの(以下次号までにおいて「資源開発事業等」と総称する。) に限られているもの(国営の法人を除く。) 並びに資源開発事業等を行つてゐる外国政府及び国営の法人をいう。

二、七 省 略

3527 省 略

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第五十五条の五 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間(第七項において「指定期間」という。) 内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、同法第七条第一項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という。)の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設(合併(適格合併を除く。)又は分割型分割(適格分割型分割を除く。))により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。)につき当該事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額(同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた金額を除く。)を含む。)に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

256 省 略

7 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、指定期間内の日を含む各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)に、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特定施設を移転する場合において、当該特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該事業年度

(採取した産物について行われる加工で政令で定めるものを含む。)の事業及びこれらの事業に付隨して行われる事業並びに国内におけるこれらの事業で当該石油に係るもの(以下次号までにおいて「資源開発事業等」と総称する。)に限られているもの(国営の法人を除く。)並びに資源開発事業等を行つてゐる外国政府及び国営の法人をいう。

二、七 同 上

3527 同 上

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第五十五条の五 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間(第七項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、同法第七条第一項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という。)の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設(合併(適格合併を除く。)又は分割型分割(適格分割型分割を除く。))により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。)につき当該事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により金属鉱業事業團に鉱害防止積立金として積み立てた金額(同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた金額を除く。)を含む。)に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

256 同 上

7 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、指定期間内の日を含む各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)に、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特定施設を移転する場合において、当該特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該事業年度

開始の時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までに同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 16 省 略

(特定災害防止準備金)

第五十五条の六 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この条において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	施 設	費 用
一～三 省 略	省 略	省 略

2 18 省 略

9 青色申告書を提出する法人で第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三十年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第二項の規定により計算

開始の時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に同法第七条第一項及び第二項の規定により金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 16 同 上

(特定災害防止準備金)

第五十五条の六 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この条において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	施 設	費 用
一～三 同 上	同 上	同 上

2 18 同 上

9 青色申告書を提出する法人で第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第二項の規定により計算

される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10 18 省 略

(電子計算機買戻損失準備金)

第五十七条 青色申告書を提出する法人で電子計算機の本体及びこれに附属する機器で政令で定めるもの（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、昭和四十三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業度を除く。）において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により特定電子計算機貸付会社に対して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその電子計算機の販売に係る収入金額を除く。）で第三項に規定する政令で定める特約に係るものとの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 5 9 省 略

10 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の五十第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は第五十七条第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないとき」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条第五項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

第五十六条の四 青色申告書を提出する法人で電子計算機の本体及びこれに附属する機器で政令で定めるもの（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、昭和四十三年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により特定電子計算機貸付会社に対して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその電子計算機の販売に係る収入金額を除く。）で第三項に規定する政令で定める特約に係るものとの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 5 9 同 上

10 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の五十第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は第五十六条の四第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないとき」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第五十六条の四第五項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10 18 同 上

(電子計算機買戻損失準備金)

11 第五十五条第十四項、第十六項及び第十七項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割型分割により特定電子計算機の買戻しの全部又は一部を行わないこととなつた場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人の行わないこととなつた当該買戻しを行うこととなつた場合に限り、第六十八条の五十第一項前段に規定する場合を除く。）について準用する。

この場合において、第五十五条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は第五十七条第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないとき」と、同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は第五十六条の四第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないとき」と、同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条第五項」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と読み替えるものとする。

12 省略

11 第五十五条第十四項、第十六項及び第十七項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割型分割により特定電子計算機の買戻しの全部又は一部を行わないこととなつた場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人の行かないこととなつた当該買戻しを行うこととなつた場合に限り、第六十八条の五十第一項前段に規定する場合を除く。）について準用する。

この場合において、第五十五条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は第五十六条の四第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないとき」と、同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項」とあるのは「第五十六条の四第五項」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と読み替えるものとする。

12 同上

（プログラム等準備金）

第五十七条 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下との金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりプログラム等準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	費 用	金 額
一 情報処理の促進に関する法律第二条第三項に規定するソフトウェアの号及び第三号において政令で定めるもの	イ 同条第二項に規定するプログラム（以下この号及び第三号において政令で定めるもの	当該法人が開発した制御プログラムとして政令で定めるもの

ア業（第三項において「ソフトウエア業」という。）を営む法人

<p>ロ汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発に要する費用</p>	<p>下この号において「汎用プログラム」と総称するものとして政令で定めるプログラム（以下この号において「制御プログラム」という。）の開発に要する費用</p>
<p>の譲渡又は提供に係る当該事業年度の収入金額として政令で計算した金額の十に相当する金額</p> <p>（当該金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）</p> <p>の譲渡又は提供に係る当該事業年度の収入金額として政令で計算した金額の十に相当する金額</p> <p>（当該金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）</p>	<p>う。）で同法第三条第一項第二号に掲げるプログラム及びこれに準ずるものとして政令で定めるプログラム（以下この号において「汎用プログラム」と総称するものとして政令で定めるプログラム（以下この号において「制御プログラム」という。）の開発に要する費用</p>